

## 調停のための事例検討会

入江, 秀晃  
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/25959>

---

出版情報 : 法政研究. 79 (3), pp.45-83, 2012-12-27. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 調停のための事例検討会

入江秀晃

はじめに

第一節 対話型調停モデルの普及

第二節 対話型調停モデルの課題

第一章 調停にとっての事例検討会の位置づけ

第一節 対話型調停の本質と調停トレーニングの目標

第二節 事例検討会の必要性

第二章 事例検討会の実施方法の検討

第一節 様々な事例検討会

第二節 新しい事例検討会方式―対話型事例検討会方式の提案

第三節 新しい事例検討会方式―対話型事例検討会方式の特徴

第四節 結論と今後の課題

おわりに

資料編

## はじめに

第一節 対話型調停モデルの普及<sup>1)</sup>

レビン小林久子教授が、わが国の調停実務と研究に与えたご功績は大変に大きい。

レビン小林教授以前にも調停トレーニングの存在は知られていた。たとえば、竜喜喜助教授は、一九八五年の論考でサンフランシスコ・コミュニティ・ボードの活動を紹介し、その中で調停トレーニングの存在について言及している（竜喜 一九八五）。『現代調停の技法』（井上&佐藤 一九九九）でも、棚村教授による紹介もある。しかし、実態として、現代的な意味での調停トレーニングは、ほぼ皆無であったと推定してよいであろう。つまり、レビン小林教授によって、日本でもやつと本格的な調停トレーニング<sup>2)</sup>がはじまったのである。

レビン小林教授の登場による衝撃の大きさは、『調停者ハンドブック』（レビン小林 一九九八）への識者の寄稿や、『現代調停の技法』に良く現れている。『現代調停の技法』は、有力な論者が結集して作り上げられたものであり、「司法の未来」という副題にも、その過剰とも言える期待が感じられる。

その後、調停トレーニングは様々な形で拡がっていった。<sup>3)</sup>調停トレーニングのトレーナーとして、稲葉一人教授、和田仁孝教授、中西淑美准教授らをはじめとするさまざまな試みが拡がっている。筆者自身の活動ももちろんレビン小林教授の活動の延長線上にあると考えている。以下、レビン小林教授がもたらした、調停トレーニングのインパクトの一部を整理してみたい。（以下、敬称を省略する。）

一 参加型、双方向性への理解

傾聴のスキル練習（パラフレイズなど）を具体的に実施すること、秘密情報を使った調停ロールプレイを実施することなど、いまではごく日常的に様々な場面で行われるようになった。こうした参加型、双方向型のトレーニングを、日本語で実際に受講可能な形、体験可能な形で紹介したのは、レビン小林の業績である。

ロースクールの設立に当たっては、双方向型授業による進行の重要性が強調されているが、現在でも、調停トレーニングの進行方法における参加性は、その徹底度、洗練度などの観点において、他の法学教育とは異質な先進性が示されているように思える。

二 同席への評価と共感の拡がり

対話型調停モデルの形態面での顕著な特徴は、いわゆる交互面接方式（別席調停）ではなく、同席（対席）で行われることである。

同席モデルへの共感は、かなり広い形で拡がっている。

家事調停に関して、まず裁判官の井垣康弘の紹介が大きなインパクトを挙げたが、その後もその共感を拡げている。著名なところでも、梶村太一（梶村 二〇〇八）、坂元和夫（坂元 二〇〇七）などの論考があり、実務に通じた研究者や有力な実務家が同席手続であるべきという立場を鮮明にしている。二宮周平の最近の論考によれば、ドイツ、オーストラリア等の海外との比較において、わが国での同席手続の不在を問題にしている（二宮 二〇一一）。（ただし、実践ではむしろ後退しているという指摘もある。柵村が調停委員に向けて行ったアンケートに基づく報告によれば、家事調停のほとんどが別席手続で進められているという（柵村 二〇〇九）。

労働分野では、労働局あっせんが一般的に別席手続であるが、これも世界的に見れば例外に属するようである。<sup>5)</sup>これ

に対し、労働審判は比較的同席手続が採用されているようであるが、労働審判手続の評判の高さにも寄与していると思われる。<sup>(6)</sup>

### 三 対話型調停への理解の深まり

対話型、対話促進型、自主交渉援助型など様々な名称で呼ばれるが、こうした調停方式への理解が近年格段に増したのも成果と言える。かつては、パンを買いに来たものに、パンは自分でこねて食べるのがおいしいと教え諭すようなもの、単に見守るだけの貸席のような調停には意味がないとした対話型調停への批判もあった。<sup>(7)</sup> しかしながら、少なくとも、対話型調停においては、調停人は解決案の形成において積極的な役割を果たすという理解が拡がってきたように思える。<sup>(8)</sup>

### 四 当事者の自己決定支援としての調停観の普及

調停裁判説という議論もあったが、調停とは、当事者の自己決定を支援する手続であるという理解が拡がったと思われる。たとえば、家事調停のはじめのあいさつの場面に、その旨の説明をする形が増えているようである。<sup>(9)</sup>

## 第二節 対話型調停モデルの課題

この対話型調停モデルに対して、意外なほど表だつた批判は見られない。<sup>(10)</sup> 他方、積極的な評価者は様々な形で見られるという実態がある。にもかかわらず、実務面の浸透という観点ではいかにも遅々としている。

裁判所では、調停の件数は多いが、長い歴史の中での慣行があり、必要な改革はなされにくく、劣化して固着したも

のは取り除かれにくい。問題があるということには総論賛成であるにしても、問題を顕在化させる努力をするよりは、問題から目をそらす方向に流れがちになる。良心的活動は、決して皆無ではないのだが、えてして孤立化しがちであるように思える。厳しい言い方が許されるなら、質改善よりも、伝統墨守と沈黙という態度が支配的である。<sup>11)</sup>

民間型ADRについては、すでに別に述べたので繰り返さないが、一言で言えば、まだまだ活動総体そのものが初歩的な段階にある (Irie 2010)。

これら機関レベルでの取り組みの弱さとも連動するが、個人レベルで見たときにも、その取り組みの浅さは気になるところである。熱心とされるグループですら、一部の同じメンバーによるマンネリな活動として、漠然とロールプレイを繰り返す等に留まる傾向が見られる。

要するに、調停に関して言えば、外から見れば専門家として責任のある立場にいるはずの人も、自身の活動に確信が持てないまま漠然と取り組んでいるものも多い。筆者は彼らの誠実さが足りないというより、理論や制度など、実務を支えるための要素が足りていないと見ている。

- (1) ここで、対話型調停モデルとは、さしあたり、レビン小林が紹介してきた、北米型の当事者の自己決定支援の調停の本質とするものを指すとする。
- (2) ここで言う調停トレーニングとは、レビン小林が九州大学紛争管理研究センターで行っていたものを典型とする、二、三日間全日を使って、調停技法を身につけるための活動を言う。たとえば、レビン小林の著書『調停への誘い』は、調停トレーニングのためのテキストとして執筆されている (レビン小林 二〇〇四)。筆者が調停トレーニングを分析したものととして、以下を参照 (入江 二〇〇五、入江 二〇〇八、入江 二〇〇九b)。
- (3) 調停トレーニングがどのように活用されているかについては、拙稿を参照。(入江 二〇一〇a)
- (4) 井垣判事の岸和田家裁での実践が反響を呼んだ。(井垣 一九九三、井垣 一九九六、井上&佐藤 一九九九)
- (5) 野田進によれば、中国・韓国・台湾・フランス・イギリスすべてで同席手続の調停が進められているという (野田 二〇一一)。

- (6) 労働審判手続の特徴は、調停手続開始前に双方から主張と証拠を書面で提出させる点にある。そのため、弁護士代理が原則として必要とされる「重い」手続であるが、労働者側の権利が認められる割合も高く、解決金の水準も労働局あっせんに比べてかなり高いと言われている(濱口 二〇二二)。労働審判の手続構造を一般民事に應用する動きも見られるようになった(浅見 二〇二一、菊池&藤田 二〇二二)。したがって、労働審判手続の人気を同席手続のみに原因を求めることは適当とは言えないため、注意が必要である。
- (7) 高野耕一が直接論議したのは、調停合意説であった。「調停合意説」の根底にあるものは、「パン屋のあるじ」がパンを買いに来た「客」に対して、パンは自分で作るものだと説諭するに等しいのではないだろうか。(高野 二〇二二・一八〇頁) 対話型調停モデルが、ここで高野が言う意味での、調停合意説の実践と理解された向きもあったと思われる。筆者の考えでは、このような形で当事者への支援をこぼむ実践が対話型調停であるとは言えない。
- (8) 近時は、民事調停の現場でも当事者主導でありながら、調停人もその過程形成において努力するというあり方が存在するという理解が広がっているようである。たとえば、「当事者主導型も調停委員会の解決案に誘導していくという意味では、一種の解決案の提示である」(志村 et al. 二〇二二・六頁)といった表現も見られる。
- (9) 家事調停のはじめの挨拶では、以下のような文案が提案されている。「主役は、あなた方です。粘り強く平静に話し合いあらいそいを乗り越えるその主役はあなた方です。対話による解決の場にするよう努めましょう。そのために、公平・中立な立場から調停委員会がお手伝いします。」(濫井&細井 二〇〇四・一三〇頁)
- (10) 表立っていない批判、抵抗感には根強いものがある。しかし、よく話してみると、単に対話型調停を誤解している場合も多い。
- (11) しばしば、個々の裁判官等の発言が裁判所全体の意向を示すものと誤解されたくないという言い方で、その閉鎖性が説明される。しかしながら、当事者からの調停手続への不満やうらみつらみは世の中、特にインターネット上の情報などに出現しており、当然ながら偏った意見も少なくない。調停手続の理念や実態について、むしろ積極的に、社会に対して出かけていって説明する責任(アウトリーチ)を負っていると考えられる。

## 第一章 調停にとっての事例検討会の位置づけ

### 第一節 対話型調停の本質と調停トレーニングの目標

対話型調停の本質とは何であろうか。

レビン小林は、最新の著書『解説同席調停』において、臨床というキーワードを挙げる。鷺田清一の言葉を引いて、原則の適用や原則との整合性が問題になるのではなく、「むしろそういう一般原則が一個の事例によって揺さぶれる経緯」（鷺田 二〇〇三：一〇八頁）としての特異な場こそ、臨床であり、臨床としての調停であると述べる（レビン小林 二〇一・二六頁）。

ここから先は、筆者自身の議論であり、上記のレビン小林の議論とどこまで一致しているかははっきりしない。しかし、筆者としては、これから述べる点こそが、対話型調停の本質であると考ええる。

筆者は、別のところで、政策としての調停の方向性には三種類―すなわち、個別化、標準化、裁量化―があると述べた（入江 二〇一二）。そして、個別化こそが対話型調停の方向性であると考えている。

具体的な紛争に即して述べよう。一般的に言って、紛争の場面での申立人と相手方は単に利害が一致しないというだけでなく、求める議論における抽象性のレベルが一致していない。たとえば、『解説同席調停』で扱われている患者と歯科医師の紛争では、患者は自分がいかに辛いおもいをしたか、歯科医師への期待が裏切られた当惑など、極めて具体的なレベルにおける「痛み」を分かっただけで辛くおもっている。一方、歯科医師は、医療ミスがどこに存在したか、責任の所在と程度の根拠はどのあたりかという抽象度が高い議論を求めている。この「温度差」を埋めるのが調停人の役割となる。

この事件で見られた議論は一般的な紛争の傾向とも合致しているだろう。具体的な「痛み」への救済を求める申立人側は具体的な水準での話し合いを求め、原則に則った責任の明確化を求める相手方は抽象的な水準での話し合いを求める。(もちろん、双方が「痛み」を持つ事例も多い。しかし、そのような事件についても、自分の痛みについては具体的に、相手の痛みについては抽象的に扱おうとするのが、人の性であろう。)

こうした状況下で、調停人が取り得るアプローチは二つである。一つは、抽象度の高いところの議論として、どのような原則があてはまる「事件」かをできるだけ簡易に見つけることで、できるだけ省力化して手続を完了させようという「上からのアプローチ」である。「上からのアプローチ」には、明確な明示された基準を使おうとする方向性(標準化)と、目をつぶって権威に下駄をあげける方向性(裁量化)に二分される。もう一つの方向性は、抽象度の低い具体的なレベルでの議論を尽くすことで、双方の許容できる範囲内の約束事を探していくという「下からのアプローチ(個別化)」である。筆者は、この個別化アプローチの実践的方法として、対話型調停モデルが存在していると考えている。

先ほどの例に戻れば、調停人としては、患者が訴える「痛み」の具体性の水準での話し合いを行い、調停人としてその「痛み」を理解できないにしてもできるだけ理解しようとする態度を持ちつつ、相手の歯科医師が「責任」の有無に関心があるという立場も踏まえつつ、相手の歯科医師がどの程度その患者側⇨申立人側の痛みへの共感を示すかを探る、という戦略を執るであろう。このように、話し合いの展開は当事者と調停人にゆだねられているという不可知論の立場に立ちながらも、個別具体性を持った抽象度の低い話し合いに耐え、共に悩みを悩む手続きが、対話型調停モデルとしての話し合いの具体的イメージである。

このように考えると、ちまたに存在する対話型調停に似て非なるものとの区別がはっきりしてくる。

まず、対話型といいながら別席手続だけしか使わない者に多く見られる、慰諭だけのみあまあ調停がある。「言い

換え」などを使いながら、漠然と双方から言い分を聞き取るが、上記で述べたような厳しい具体的な水準での話し合いにつきあつておらず、そこを理解する必要性にすら気づいていない。ごく表面的におつしやつていることはこういうことですかと、金銭面での主張の乖離ばかりに焦点を当てて、行ったり来たりを繰り返して、双方が疲れて妥協するのを待つタイプの調停である。対話型調停の理念とはかけ離れているのだが、本人としてはいたってまじめに実施していると考えている場合もある。

次に、カウンセリング技術に法知識（あるいは自身の「常識」）を接ぎ木した、無理がある操作的な調停がある。ここでは、当事者や事件をすぐに調停人自身の知識や経験に引きつけてパターン化してしまう。早い段階で自らの独断で得た結論に、技巧を凝らして当事者を誘導しようとする調停である。調停人の人間理解の狭さもさることながら、調停人自身が抽象度の高い規範レベルに意識が囚われており、当事者の話を具体的なレベルで聞けていないのである。（したがって、本来のカウンセリング技術を身につけているとも言えない。）

これらの偽りの対話型調停を考えてきたが、いずれも、当事者の話し合いを具体的な水準で相互理解促進していない。筆者が考えるに、結局、調停では当事者とともに「そこにいること（*just being there*）」が重要であるからである。<sup>(19)</sup>

調停トレーニングにおいては、ロールプレイが使われる大きな理由は、ここで言う具体的な水準での話し合いに留まり続ける能力を養うところに、その本質的意義がある。しかしながら、ロールプレイには固有の限界がある。その一つは、どこまでいっても作りものにすぎないということにある。以降、そのロールプレイを補う方法論としての事例検討会の必要性を考えよう。

## 第二節 事例検討会の必要性

## 一 事例検討会と調停トレーニングは相補的に機能する

「はじめに」で述べたように多くの課題を抱えながら、調停トレーニングの普及とともに、ゆつくりとはあるが對話型調停モデルの理解が拡がり、良質な担い手も増えている。しかし、残念ながら、現在のところ既存の制度運営が急に改善されるという兆しはない。小さな動きを育てていく息の長い活動が必要と思われる。

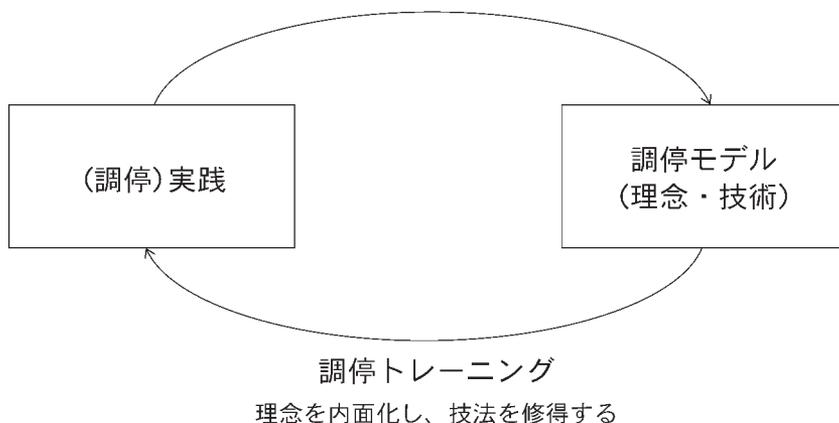
その際に必要なのは、学びながら前進していく方法論であると思われる。米国では、公民権運動に影響を受けた社会運動としての調停への取り組みがひとつのエンジンとして機能し、初期の活動の牽引となったが、わが国における取り組みではそこを欠いている。そのような背景もあって、良心的かつ真剣な取り組みはかなり細々としており、支援が得られにくい。調停トレーニングについては、レビン小林以来の方法論がある程度確立されつつあるが、実践を進めながら仲間を増やしていくという好循環が生まれにくい環境にあると言えよう。本稿は、そのような厳しい環境下で、持続的な運動を作り出す一つの方法論として、事例検討会の位置づけを考えようとするものである。

図に示したように、調停トレーニングが登場したため、理念や技術が明確になった。そのために改善された実践も確かに存在する<sup>13)</sup>。しかし、先に述べたように、理念を明確にしないままの、似て非なる、あるいは、似ても似つかぬ実践というものも少なくない。そもそも調停トレーニングに参加経験のあるものは割合として少数であるし、参加したものにしてもせいぜい二日、一〇時間程度の場合も多いだろう<sup>14)</sup>。底の浅い理解に基づく実践でしばしば行き詰まるからと言つて、有用な対話型調停モデルそのものが否定されるようなことがあるのは、いかにも残念である。むしろ必要なのは、実践を理念に沿って豊かなものにしていくかを検証する活動であろう。

実践を検証する手法は、事例検討会に限られない。たとえば、利用者アンケート<sup>15)</sup>に基づく検証もひとつの有力な方法

## 事例検討会

実践が理念に沿った、豊かな活動かを検証



である。事例検討会があれば利用者アンケートを不要にするというものでなく、相補的である。利用者アンケートは、ある当事者の一方的な感想が限定された形で示されるに過ぎない。不満な当事者が手続に過大な期待を抱いているが故に示されている不満なのか、不適切な手続進行があったためにおきた不満なのかは、アンケート票だけではわからないことも多い。一方、事例検討会で詳しく手続を検討すれば、たとえ、当事者の言い分がわからない状況があるにしても、その手続の状況がある程度見えてくる。他方、統計値としての概況把握という目的で見れば、事例検討会よりもアンケートに分があるのは明らかである。このように、実践を見直す方法には相補的な手段を組み合わせるべきであろう。

### 二 事例検討会は実務家を本気にさせる

事例検討会が有用である理由は様々あるが、調停トレーニングに比べて、すでに実務に携わっている人にとって心理的に抵抗なく参加される点がある。時間的に短くても済む<sup>16)</sup>こともさることながら、現実の事例に触れてはじめて「本気」で考えはじめるという実務家の習性もあろう。筆者がトレーナーとして経験しているところに限られるが、例のオレンジの姉妹<sup>17)</sup>についての反応

の悪さとの比較をすればかなり顕著である。この事例を使った説明には、理屈や理想はそうかもしれないが、現実とは異なるというしらけた感覚が拡がることは稀ではない。筆者の話しぶりに魅力がないせいかもしれないが、この事例の本来の意義、すなわち、極端な事例を設定することで新しい考え方を提案する有用な説明方法であるとは受け取ってもらいにくいのである。他方、事例検討会には後述するように様々な方式があるが、どのようなやり方であれ、実務家を本気にさせるという効果が認められる。

### 三 事例検討会の外延

岩間によれば、事例検討会とは、対人支援活動の改善を目的とする事例研究の一手法である（岩間 二〇〇五・二二頁）。<sup>(18)</sup>ここでは、その特徴を整理したい。

第一に、会としての形式がある程度はつきりしている点が挙げられる。<sup>(18)</sup>つまり、機関の上司への相談によって、心配事を解消するような活動はここに含めない。経験豊かでの確な指導を行う上司が内部にいれば、形式的な事例検討会を持たなくても調停人の心配は解消されるだろうが、こうした無定型・非公式な活動は一応排除して考える。

第二に、手続に関与したものが参加するという特徴がある。その意味で、学者だけで行う判例研究とは異なる。判例研究は、実際に存在した事例を扱うが、一般にその手続に関与したものが話し合いに登場しないであろう。これとは違って、ここでいう事例検討会では、実務に携わった本人が自分の関わりを素材に、その実務に関わらなかったものとともに話し合うのである。

第三に、不要な変更は行わないで、なるべく生の現実を扱うということである。ただし、原則として匿名化処理は行われる。

## 事例検討会での考慮要素

項目	考慮要素
目標	手続の改善（個人・組織）／手続の周知
参加対象者	手続実施者＋機関運営委員／手続候補者／団体内一般、関連諸団体関係者／一般
参加人数	10人以内～100人規模
時間	1時間～2日
検討対象	相談／調停 実施中のもの／完了後のもの
頻度	隔週に1度～年に1回

## 四 事例検討会での考慮要素

事例検討会の共通属性は上記のようなものにまとめられるが、次に、バラエティについて検討する。

事例検討会は、まさに進行途中の事例について、関わりの方針を検討するために利用される場合も多いが、それだけではない。すでに終わった事例を扱うこともある。また、評議に近い小さな規模から、広報的な意味で一般参加者向けのシンポジウム形式などで扱われる場合もある。同じ言葉が使われていても、活動は多岐にわたる。

## 五 事例検討会の難しさ

事例検討会の実施に当たっては、ルール上の難しさがある。当事者のプライバシーが問題になる。当事者から調停の利用申込みの時点で了解を得るという方式がしばしば使われているが、<sup>(19)</sup>当事者から了解なくとも研修目的に実施すると規則で明確にしている例も存在する。<sup>(20)</sup>

A D R 法六条一 号及び一 四号には秘密に関する規定があるが、認証取得の段階で、事例検討会の開催方法まで視野に入れて検討している機関ばかりではないはずである。したがって、どこから手をつけて良いのかという、はじめ方の問題もある。しかし、医師が症例研究をしなければならないように、調停手続実施者も当然に事例研究を行うべきであろう。

さらに、実施した場合の進め方の難しさもある。一般的に人を責める形になりがち、事例提供者がダメ出しをされ傷つくだけで得られるものがないということにもなりがち、という難しさがある。以降、具体的な進め方を検討する。

(12) Albie Davisがmediate.comのインタビューで、調停人の中心的役割は、秘密性や中立性以上に、その人のために「そこにいること」(just being there)が重要であると発言している。http://www.mediate.com/articles/davisadv05.cfm 二〇一二年九月八日アクセス。

(13) 一例としては、静岡県司法書士会調停センターの活動が挙げられよう。(静岡県司法書士会調停センターふらつと 二〇一一) (14) 法律専門職団体では、土日の週末開催(二時間程度)による実施がされるケースも多い。二時間や半日だけという場合も多い。米国ではACRをはじめ、しばしば四〇時間程度が標準であるとされるが、こうしたフルのトレーニング(日本でも、同規模のトレーニングを全国青年司法書士協議会などで、稲葉一人と筆者が行っている)の経験者はわずかである。

(15) 残念ながら、利用者アンケートに関しても、司法型、民間型ともにあまり行われていない。司法調停については、いくつかの裁判所委員会で限定的なアンケートが実施された。また、岡山弁護士会では継続的なアンケートを実施しているが、例外的な取り組みと考えられる。

(16) ロールプレイを含む調停トレーニングとしては、一回に付き短くても三時間程度が必要であろう。これに対し、事例検討会では一時間程度でも一応可能である。

(17) 『ハーバード流交渉術』で紹介されているWin-Winの典型事例とされる講学上の事例である。(フィッシャー et al. 一九九八:八八頁)

(18) 岩間は、事例検討会を、事例研究のひとつの方法であり、形態と位置づける。実施のためには、①事務局(司会者)、②検討事例と事例提供者、③参加者、④助言者、⑤事例検討会の展開過程、という五つの構成要素が必要としている。(岩間 二〇〇五:二二頁)

(19) 神奈川県司法書士会調停センターなど。

(20) 愛知県弁護士会紛争解決センター・あっせん・仲裁手続規則では、四条で原則として非公開としながら、三項で「紛争解決センターは、前項の規定にかかわらず、当事者双方の同意を得た場合又は紛争解決センターの事業に関する研究の資料に活用する場合等の正当な目的のため、関係当事者の氏名又は名称及び住所等当事者が特定され得る事項を抹消したうえで開示することができる」

る。」と免除規定を置いている。

## 第二章 事例検討会の実施方法の検討

### 第一節 様々な事例検討会

#### 一 第二東京弁護士会仲裁センターの事例検討会（仲裁実務研究会）

第二東京弁護士会仲裁センターは、弁護士会のADRとしての第一号であり二〇年の歴史を誇る。二弁仲裁センターは、様々な意欲的な活動の発信源でもあり、この事例検討会もいわばADR運動としての活動の一つに位置づけられよう。筆者が参加していた二〇〇八～二〇一〇年頃は、ほぼ二ヶ月に一度のペースで、二時間を使って二事例が紹介されるのが通例であった。紹介者は、和解あつせんを行ったあつせん人自身によるものが原則であり、二人あつせん人の場合には二人で報告されることもあった。たとえば、建築士あつせん人と弁護士あつせん人が二人で報告する場合も見られた。

方法としては、素朴にレジユメを使って発表する方式である。特に、和解文書（合意書面）を匿名化して配付することを通例としており、検討対象として議論に上ることも多かった。他の報告の方式は、報告者に任せられていたが、和解に至るプロセスとして、期日毎の活動をレジユメにする方も多かった。

二弁仲裁センターの事例検討会から筆者が学んだことは多く、参加ために道筋をつけて下さった中村芳彦（弁護士・教授）をはじめ、関係各位に大変感謝している。なにより、調停人（あつせん人）の思考過程が開示され、また、他の

候補者弁護士との侃々諤々の議論に参加できるなかで、筆者が民間型紛争解決の良さを具体的に考える糸口を与えられた。<sup>21</sup> また、非常に素朴な報告会の方式であり、後述する方式のように技巧的なところがなく、気軽に実施できる点もメリットである。

ただし、いくつかの問題点も指摘しておきたい。長所と裏腹の関係でもあるが、心理学や社会福祉学などの成果を踏まえた方法論を活用できていない。そのため何を検討しているのかの焦点がはっきりしない話し合いになることも多かった。あるいは、結論（和解文書）の書き方に議論が集まりがち、進め方が議論されにくいという点があった。さらには、報告者への先輩弁護士による批判で雰囲気が悪くなったり、逆に、単なる報告者の自慢に終始していたりする場合さえ見られた。

そもそも弁護士あつせん人は、進め方その他への意識の程度にはバラツキがある。たとえば、その紛争がどのような経緯で持ち込まれたかという点についても、はっきりと応えられる方は稀であった。話し合いの進め方への意識が低い中で、また、そもそも民間型紛争解決手続の存在意義についても一致を見ない中で、漠然と話し合いが行われる傾向も感じられた。一般に報告者及び参加者の弁護士の裁判を含めた紛争解決経験は豊富であったが、その個々人の能力の高さで以てかろうじて話し合いが成り立っていたようにも思える。

弁護士会ADRセンターだけに限っても、二弁のように頻繁に開催している例は稀のようであり、弁護士会ADRセンターをはじめとする民間型ADR機関として、事例検討会の進め方そのものも研究してみる価値はあるように思える。

## 二 家庭裁判所でのインシデント方式

次に検討する家庭裁判所でのインシデント方式については、筆者は経験していないため、文献による紹介に留まる。

鹿児島での神田橋條治（医師・精神科）の指導による事例検討会の紹介がある（鹿児島婦人調停委員懇話会 二〇〇〇）。神田橋は裁判所の医務室技官としても一二年のキャリアがあり、著名な精神科医として名が通っている。神田橋による簡単な説明を見よう。

「家庭裁判所に私は一〇数年間いましたが、調査官との勉強会ではこの方式でずっとやってきました。皆さんも、帰られてこの方式で勉強会をしてみてください。

皆さんが勉強会でなさるときは、そのケースを知っている人がレポーター（報告者）としてこの程度の資料を用意し、みんなでこうだろうか、ああだろうかと言って、ある程度意見が出たところで少し種明かしをして、それからまたみんな考えて、また少し種明かしをして、という形でいくわけです。」

ここで神田橋は、ずっとこの方式で行ってきたと述べているが、同報告会において司会者から「聴衆の皆さんの多くにはなじみがないであろう方式」であるとも言われており、家庭裁判所調査官はともかくとして、一般の調停委員にはさほどなじみがないやり方であるかもしれない。

この方式では、二弁仲裁センターのそれよりは、報告の手順がやや工夫されている。報告者自身が、少しずつ種明かしをしながら、流れに沿って紹介し、ともに考えていくという流れが自然にできあがる。この流れは、調停の追体験に近い。つまり、申立書という限られた情報だけを頼りに聞き取りをすすめて、徐々に徐々に当事者及び紛争の全体像をつかんでいく調停人の追体験を参加者が味わえる。また、参加者が後知恵で報告者を批判することが置きにくいというメリットもある。

同報告では、「地方の家族関係になじめなかった都会育ちの妻」による親権に関する申立の事例が扱われているが、

議論の展開が、多様性を醸成する方向というよりは、事実関係を押さえて、見方を収斂させていく方向で進められている点が弱点と言えれば弱点であるように見える。これが、進行役の神田橋の個性からくるものなのか、裁判所での調停に関する議論の進め方についての習慣であるからかは判然としない。<sup>(22)</sup> 具体的な展開としては、母親から離れた子供たちではあるが、離島で父親と祖父母に見守られてそれなりに育っている実態を追認した調停の結論を皆が肯定的に評価したところで落ち着いている。たとえば、面会交流についての可能性を検討すべきではないかといった議論は見られない。これは、現在とは異なり、面会交流についての意識が低かった当時の事情を反映してのものであるが、事例検討会として参加者皆で調停の理想とは何かを考えあうというより、どちらかという進行役の神田橋の独壇場で進んでいく印象はぬぐい去れない。

### 三 原田杏子の法律相談・事例検討会

臨床心理学出身の原田杏子（現・法務技官兼法務教官）は、弁護士会の法律相談についての事例検討会を実施している（原田 二〇〇九b、原田 二〇〇九a）。これらの研究は調停を対象としたものではないが、事例検討会の実施方法そのものは参考になるため取り上げたい。

方法として、録画された法律相談場面と、文字化した逐語資料を準備した上で、これを検討するという手順を踏んでいる（原田 二〇〇九b・一四九頁）。話し合いの進め方としては、岩間伸之の提唱するステージモデル（岩間 二〇〇五）を参考にしている。すなわち、開会（ステージ1）、事例の提示（ステージ2）、論点の抽出（ステージ3）、論点の明確化（ステージ4）、論点の検討（ステージ5）、残された論点の検討（ステージ6）、まとめと閉会（ステージ7）という流れをとる。このように構造化された話し合いを設定した上で、特に、論点の検討（ステージ5）において、「専門職の視点、相談者の視点、第三者的な視点」という三つの観点から検討することが有効であると述べている。

確かに、筆者が、二弁仲裁センターの事例検討会で、しばしば噛み合わない場面に遭遇したが、原田のいう視点がズレていた場合が少なくなかったようにも感じられる。原田は、専門職（弁護士）と相談者のズレがどのような形で生じているかを説得的に説明しており、興味深い。

ここで提案されている方式の一つの問題は、録音素材を活用している点にある。法律相談でも一般には録音許可を得ることは困難であろうが、調停においてはさらに困難であると思われる。また、もうひとつの問題として、ステージの理念的モデルと実際の話し合いの進行について、やや齟齬があるようにも見えるところがある。原田は、参加者間での議論が展開された後には率直な感想が出てきづらくなるため、事例発表者の率直な感想はなるべく早い段階で聞いておいた方がよいと述べている（原田 二〇〇九b・一五一頁）。この提案は、事例提供者のための話し合いが進行するというより、論点検討のために事例提供者が疎外されていく実態を前提とした上での次善の策であるように思えるからである。<sup>(23)</sup>

#### 四 村山正治のPCAGIP

臨床心理学を専攻する村山正治（九州大学名誉教授・東亜大学大学院教授）が最近発表した事例検討会の方式を検討する。これは、調停や法律相談などの法律専門職の活動を対象としたものではなく、臨床心理、学校教育、企業、当事者グループなど様々な場面での、汎用的な利用を前提とした方法論の提案である。

村山は、PCAGIPとは、パーソン中心アプローチグループとインシデントプロセスが合わさったものであるとする（村山&中田 二〇一二・三五頁）。つまり、ロジャーズ流のエンカウンター・グループの運営のノウハウを使って、真に支援的な事例検討を行えるという効果を確認している。村山は、PCAGIPでは、事例が中心でなく、事例提供者が中心であり、カンファレンスの場をコミュニティと見なし、結論が出なくても良いとさえ述べている。この進め方

は、臨床心理分野でよくなされている事例検討のあり方に対するアンチテーゼでもある。<sup>24)</sup>

本稿で、具体的な手順の詳細全てを追うことはできないが、おおまかに確認しよう。ルールとして、事例提供者への批判禁止を掲げるところからスタートする。事例提供者が準備する資料は、B5用紙一枚に五行程度である。これを口頭で補足説明し、「事例を提出した目的、何を得たいのか、自分は何を求めめるのか」を簡単に述べるところから、プロセスが開始される(村山&中田 二〇一二・二五頁)。最初の準備様式では、客観情報の共有よりも、事例提供者の主観的な意思を中心に自由にする点が重視されている。準備も負担が少ない点もメリットである。

その後、ファシリテーターの司会の元、第一ラウンドでは、参加者全員から一つずつ状況理解のための質問をしてもらい、ホワイトボードに二人の記録者が「ピカ支援ネット図」を作るということも念頭に置きながら話し合いの内容を視覚化していく。二〜三巡質問をしていく連鎖が経過した時点で約一時間が経過する。程よいところで、ファシリテーターがホワイトボードの状況を整理する。

第二ラウンドでは事例提供者、参加者間に安心感が出て、和らいだところで、浅い質問、深い質問、個人的質問などを出してもらおう。ファシリテーターは多様な見方が出るように気を配る。五〇分程度かけて全体像が見えたところでファシリテーターの整理が入る。

クロージングでは、事例提供者からプロセス全体への感想を述べる。

このような流れで一つのプロセスを九〇分〜一二〇分くらいかけてゆくり進めるということのようである。

座席の配置は、机を用いず、椅子を輪のように配置する。参加者はメモをとらず、ホワイトボードを見ながら話をす。人数が多い場合には金魚鉢方式を使って主として話し合いをするグループと、主として観察するグループ(発言機会とは与えられる)に分けた形で進められる。

筆者は、この活動も体験していないため、論評する資格は有しないが、かなりユニークであり、効果も期待できるよ

うに感じる。ポイントとしては、話し合いのプロセスが徹底的に受容的であり、支援的であるという意味での一貫性があるところにある。工夫されない話し合いに比べて、状況理解のために相当な時間をとっている点も注目される。これは、後述する筆者が提案する方式との共通性として認識できる。参加者の感想としての、「PCAGIP法が心理臨床界で一般的に行われているケース・カンファレンスとは違いすぎる」（村山&中田 二〇一二・一一九頁 森川友子）とか、「終わった後の感じが、エンカウンター・グループに出た感じに近いなあという気がします。終わってから家に帰るまでに、何か残って、何か変化していく感じがありました。やっぱり、ありようを変えていくというか。ケース検討でもあり、スーパーバイズでもあるけれど、自分の成長というところが、グループ体験に近いです。」（村山&中田 二〇一二・一四三頁 小坂淑子）といったものに、顕著な特徴が現れていると思われる。

ただし、この方式も、エンカウンター・グループと同様、ファシリテーターの関与の仕方がいかなるかは、ここで村山らが提案しているものとは、似ても似つかぬものになるおそれはある。筆者の懸念は、この方式をまねて実施する際に、「結論が出なくとも良い」「批判はしない」という点だけをなぞった、単純に厳しさを欠いた、なれ合い的な話し合いになる可能性である。「いま、ここ」の話し合いに徹するという合宿型のグループワークの厳しさを<sup>(25)</sup>経験している良き理念と能力のあるファシリテーターが関わる必要があると思われる。

##### 五 宮本眞巳のプロセスレコード

宮本眞巳（東京医科歯科大学教授）がプロセスレコードを用いて行っている方法（宮本 二〇〇三、宮本 一九九五）は、事例検討会という枠組みには入りづらい。むしろ、スーパービジョンあるいはコンサルテーションの方法と位置づけるほうが素直であろう。分野としても看護が対象である。<sup>(26)</sup>

しかし、筆者が対話型調停モデルを見直す上で、宮本の方法論が参考になると考えるには理由がある。宮本によれ

ば、ロジャーズやオーランドによる自己一致のすすめについて日本では四〇年にわたって封印され、いまでも心理職や看護職にとって「傾聴」と「受容」が常識になっている（宮本 二〇〇三・二四五頁）。宮本の方法論は、この状況への異議申立として作られている。つまり、患者を受容することのみに限定化された役割から解放し、親切ながらも率直で健康な患者―看護師関係を作るための枠組みを提案している。

筆者は、対話型調停モデルが、ともすれば「傾聴」と「受容」という理解に終始している点が問題であると考えている。確かに、最低限の傾聴の作法を理解していない専門職にとって、それを学ぶことは意味があるが、単に双方に「言わせるだけ」の調停では解決に近づくかない。そうではなく、調停人が全能力を使って話し合いに関わるような本来の対話型調停モデルの実施のためには、「自己一致がなされているか」という観点で活動を見直すことは意義深いと思われる。

宮本は、オーランドのプロセスレコードの枠組み（オーランド 一九七七）を継承している。オーランドの研究上のモチーフは、看護活動を医療から独立したものである位置づけであり、医療者の補助に留まらないケアという仕事の機能を定義づけようと試みた点にある。プロセスレコードの方法はシンプルである。すなわち、①知覚したこと、②考えたこと、③行ったこと、に分けて記載していけばよい。そして、特に考えたことと行ったことの齟齬を、自己一致の不全と見て、改善を考えるとという枠組みになっている。

宮本は、さらに「異和感の対自化」という考え方を提唱し、感情面及び体の感じ方を自覚的に扱う方法を提案している<sup>26</sup>。

この方法の長所はすでに述べたとおり、自己一致を主とし、受容と共感を従とする教育方法として有効と考えられる点にある。特に、単に受容的に留まるのではなく、利用者と問題に率直に向き合う態度の養成には機能すると思われる。もちろん、逐語録なしに、具体的なやりとりとしてのプロセスを扱える点も優れている。

この方法論は、カンファレンスというよりスーパービジョンの方法であり、調停のための事例検討会の方法論として活用するためには、プロセスレコードの記載方法等への指導が必要といった課題をクリアする必要がある。たとえば、オランダは学生が本来は考えたこととして記載すべき内容を知覚したことの欄に記入する例を紹介している（オランダ 一九七七・四五頁）。宮本は、大学の講義期間を指導に当てている。

## 第二節 新しい事例検討会方式―対話型事例検討会方式の提案

### 一 開発の経緯

稲葉一人と筆者が調停トレーニングを実施している際に、導入したものである。稲葉の病院でのケース・カンファレンスの経験を元に、調停トレーニングにより整合性のある形で実施することとなった。実際の配付資料は、末尾の資料編を参照されたい。

実施の構造では、一義的には事例提供者へのスパーバイズを目的とするが、むしろ参加者に対する「話し合い手法のデモンストレーション」という側面がより強い。つまり、構造化された問題解決のための話し合いをデモンストレーションするという趣旨である。トレーニングでは「模擬事例検討会」という名称で呼んでいたが、「模擬」という名称は、その形式を様々な形で、トレーニングの参加者自身が、自分の組織で実施する際の参考にして欲しいという趣旨であった。

相談・調停事例の逐語録などを使わず、事例提供者が用意するごく簡単なメモ（A4半分）の活用によるため、極めて簡易に実施できる。PCAGIPとは無関係に開発が進められてきたが、共通性も高いと考えられる。事例提供者による一方通行のプレゼンの時間も短く、助言者からの講義もなく、文字通り対話によって進められていく。

筆者は、この方式に興味を持ち、さらに独自に変更を加えつつ、望ましい構造を探ってきた。

## 二 構造―対話型調停モデルとの対応

対話型調停モデルの多くは、話し合いの各ステージを定義づけ、それぞれのステージの目標を明確にしている。<sup>(28)</sup> また、それぞれのステージでどのような技術を用いればよいかについても、ある程度明らかにしている。次の表に示すように、この事例検討会の進行モデルは、対話型調停モデルを直接参考にしたものである。対話型調停モデルでは、話し合い方を合意し、時間をかけて話し合いを助け、当初要求にこだわらずに当事者が真に満足するものは何かを考えて、その選択肢を探ろうという一連の流れとして調停をとらえる。同様に、この事例検討会モデルでも、話し合い方を合意し、時間をかけて状況理解を助け・深め、当初の問いにこだわらずに当事者が真に満足するものは何かを考えて、その選択肢を探ろうという一連の流れとして調停をとらえる。厳密ではないが、時間の七割以上を状況確認までのステージに費やす。

しかしながら、相違点も存在する。最も大きな点は、事例検討会では、関係者のうちの一部（一方）のみが出席し、重要な関係者（相手当事者）が出席していないことである。その意味では、調停よりもむしろ相談に近い構造を持つ。したがって、集団によるスーパービジョンとしての話し合いになる。

## 三 利用場面

本方式の事例検討会の利用場面は様々に行いうるが、具体的には、以下のような類型が考えられるだろう。

- ① トレーニングの一部プログラムとして、調停手続実施者と未経験者が話し合える企画として実施する。
- ② トレーニングの一部プログラムとして、相談等の場面を、対話型調停のマインドと技法で話し合う時間を共有す

調停のステージ	事例検討会のステージ	意義・説明
はじめの挨拶	冒頭説明	話し合い方を合意し、皆が話し合える雰囲気を作る
利害・本音を探る	状況確認	経緯・事実関係・気持ちを理解しようとする
課題の特定	課題の問い直し	当初の問いにこだわらずに、解決すべき問題を見いだす
選択肢を拡げる	選択肢を拡げる	解決案＝選択肢をできるだけ拡げていく
解決案の合意	まとめ	本人が気に入った解決を選び取る

る。

③ 調停機関内で、運営委員等が手続実施者と実施済みの調停手続をふりかえり反省するために用いる。

④ 調停機関内で、手続実施者が運営委員等と実施中の調停手続における、進行方法を相談するために用いる。<sup>(29)</sup>

⑤ 利用促進のための団体内広報として実施する。（例えば、司法書士会で司法書士向けに実施する等）

⑥ 利用促進のための一般向け広報として実施する。

それぞれの目的のために、進行上の工夫は必要であろう。たとえば、④であれば、予め申立書その他の必要資料を関係者が目を通しておくことで、効率的な話し合いができるであろうし、⑥のように一般向け広報であれば、プライバシーの保護のために事実関係の一部を改変するといった方向での配慮も検討すべきであろう。

### 第三節 新しい事例検討会方式―対話型事例検討会方式の特徴

#### 一 構造化された話し合い

「第二章第二節 対話型事例検討会方式の提案 二 構造―対話型調停モデルとの対応」で述べたように、シンプルなステージで分けられた、構造化された話し合いを実施する。標準的には一つの事例に付き一時間〜一・五時間程度をかける。

その会が開催される文脈によっても異なるが、特に教育や広報の目的が重要な場合には、構造化された問題解決のための話し合いのデモとしての側面が重要な意味を持つと考えられる。日常的なコミュニケーションとの違いに驚いても、味わってもらおうということが何よりも重要になる。その意味では、話し合いによって、具体的な解決がなされるかどうか以上に、進め方に暖かさがあるか、支援的な雰囲気満たされているかという点が重要になる。丁寧かつ率直に進行しているか、参加者のひとりひとりが受け入れられている雰囲気を作り出そうと努力しているかという点に配慮する。

## 二 進め方の留意点

### (一) ビジュアルツールの利用

資料での説明が少ないこともあり、参加者にとってはじめてから状況を理解するのが難しい。これを補足する手段として、ホワイトボード等のビジュアルツールが有効である。この点もPCAGIPと同様であるので、さらに研究を進める必要もあろう。PCAGIPでは、「ピカ支援ネットワーク図」ができあがるという説明がなされているが、事例提供者の事例内での関係図を中心に図解を深めるという趣旨であると思われる。「状況把握のステージ」で出た質問によって、事例を深く理解しつつ、それをビジュアルツールに反映していくのである。

ホワイトボードの活用は、参加者のコメントをきちんと定着させることで、傾聴の姿勢を示すという意義もある。同じ方向を向いて考えられるという意味で、問題解決型の話し合いに転換を促すというねらいもある。

### (二) 事例の作成と選択

広報目的でなく、教育目的で実施する場合、調停に限らず相談等でも可として記入してもらう。あらかじめ様式を配

付しておいてもよいが、当日に配ってその場で回収するというやり方でも、最短一五分程度の余裕を見れば可能と思われる。過去に完結している事例であれば扱いやすい。複数の参加者が利害関係を有する問題を話し合うのは避けるべきである。

事例の選択方法としては、本人のコミットがあるかどうかが重要になる。伝聞情報的な事例は扱いづらい。他の参加者も共感できる事例が好ましいが、典型的でない共感しづらいものも扱う意義はある。対話型事例検討会方式では、事例提供者だけでなく、登場する当事者・関係者への人格批判を禁ずる。

（三）不適切な発言への対処

話し合いに入る前に、ルールを丁寧に確認しておけば、不適切な発言は出づらく、しばらくやりとりを重ねていくと、気楽に自由に話して良いという雰囲気が出るが多い。

それでも「状況把握のステージ」であるにも関わらず、発言者が助言してしまふ、あるいは、質問の形態をとっているが事実上発言者の意見開示になっているというものがある。あるいは、「わたしはカウンセリングを勉強してきたが、カウンセリングでは…」といった権威的な発話も見られる。

このような不適切な発言が見られた場合、事例提供者を保護したうえで、また、発言者のメンツも保ちつつ、原則を提示する流れになる。場合によっては、進行役の立場として発言者との対立を引き受けざるを得ないこともあり難しい。

象徴的に言えば、漢字の議論、カタカナの議論を避け、ひらがなの議論に徹するようなイメージである。すぐに答えの出ない状況に体を埋没させて親身の話し合いをするという雰囲気が形成できれば成功である。

## 三 実際に行って感じられる印象と効果

## (一) 役割別の印象と効果

参加者にとっては、普段の助言癖が実感されることが多い点である。安易なカテゴリー化、決めつけによる助言がどの元まででかかって、ようやく気づくという場面にもしばしば出くわす。最初に与えられる情報は少ないが、徐々に広がっていく。この過程で、参加者は、何も分かっていなかった段階で助言をしようとしていた自分の姿が見えてくる。皆でしつかり一つの具体的状況を考える活動を通じてあなたかさが広がる実感もえられる。PCAGIPで述べられている感想とも共通するが、技術というより「あり方」を見直す機会になる。

事例提供者にとっては、自分の固定的な見方を変化させてもらえるという体験ができる効果がある。事例提供者の問題を捉える捉え方が変化し、別の望ましいアプローチが見えるという出口に至ることはしばしばあるが、解決案を拡げるための助言によってもたらされるというより、状況把握のための質問の段階でハッと気づくということが頻繁に見られる。具体的事例の次元に定位して思考し、話し合うということがいかにすべての参加者に忍耐をしいるか、その次元でみなが話し合おうと努力することそのものが、事例提供者をいかに励ますかということも実感される。

進行役（ファシリテーター）としては、経験を積むためのよい機会となる。基本的には構造に沿って実施するだけで、ごく自然に建設的な話し合いができる。もつとも、課題の問い直しの仕方によって、事例提供者と参加者の納得感が異なってくるという実感がある。うまく問い直しできると、そのなかでうまく解決が見つかったりするが、見つからないと事例提供者の当初の問いのまま、事情は分かっていたが解決が困難な問題だという認識に留まってしまい、やや不安全感が残る。ただ、後者のような場合にも、皆で真剣に考えてもらえたのだということ、また、その上でもやはりその問題が難しかったのだということへの理解によって、事例提供者の心理的な負担は幾分か解消できているようにも感じられる。

（二）法的知識の問題も扱える

対話型調停モデルでは、調停人は法判断をしないだけでなく、法情報も積極的には提供しないという規律をおいている場合が多い<sup>(31)</sup>。しかしながら、調停人として、中立性が害されるという疑いを超えても、あえて情報提供したくなる場面もある。たとえば、消費者契約関係で問題がありそうな場面で、調停人の発話として具体的に現れるものは、たとえば、以下のようなグラデーションを含むものである<sup>(32)</sup>。

- ・ この条項は消費者契約法に照らして無効である、と言う
  - ・ 本件については事実関係を明らかにする必要があるが、一般論として、裁判では消費者保護の観点で約款の有効性が問題になる可能性がある、と言う
  - ・ 欠陥があったのにこの契約書で返金が制約されているって、常識から考えても確かに変な気がしますね、と言う
  - ・ 法律家にこの契約書を見せたか、と聞く
  - ・ 法律相談をしたか、と聞く
  - ・ （当事者の意見を言い換えて）返金が制限されるということが納得できない、ちよつとおかしいと思うとお考えなんですね、と言う
- 概念的に調停モデルを検討するだけでは、「情報提供すべき」「情報提供すべきでない」という二極化された論争になりがちだが、実際には、当事者の理解能力や意欲、時間的余裕、経済的な事情など様々な事情の中で、調停人がそのときそのとき判断していかなければならない検討事項が多い。こうした問題も、事例検討会は受け止め、すぐに答えが見つからないような問題も、様々な選択肢の中で具体的に検討できるようにする。

## (三) 自己一致の教育ツールとして

宮本のプロセスレコードの項で述べたように、対話型調停への浅い理解では、「言い換え」などを多用して、単に受容的に当事者の言い分を聞き取るという実務につながるがちであった。これを別席調停で進めると、当事者は要求を増大化しがちになり、それに対して結局は安易な妥協を促すような実務につながる。つまり、多少は洗練された「まあ調停」になるということである。他方、同席調停では当事者に恵まれれば、調停人の能力が低くても、合意できる場合もあるが、やはり厳しい事例ではコントロールが効かなくなる。調停人として最初は親切そうに受容しようとしても、少し進めれば馬脚が現れ、唐突に法律論を振り回しはじめたり、あるいは、現実の力関係の追認にとどまるような進め方がなされたりしてしまうこともある。場の掌握が難しいためである。筆者が知る範囲では、上手な対話型調停では、そのような浅いテクニクというより、基本に忠実に進められる。すなわち、構造化された話し合いの中で、意味のある関わりを慎重に重ねていく姿勢が貫徹される。<sup>(33)</sup>同時に、当事者間でのにらみ合いが続く場面でもしつかりと話し合いを支える「胆力」が役割を果たす。単なる受容というよりむしろ、調停人自身が自己一致して、率直に関わっていくことが重要なのである。

## (四) 知行一致の方法論

対話型調停では、当事者自身から解決を引き出すことを目指す。しかし、教え込むのではなく、実際に引き出す姿を見せることはなかなか容易ではない。講師（トレーナー）としては、つい、正しい方法、知識を提供する立場に逃げたくなる。調停人も当事者に対して情報提供者になりたくなくなる傾向がある。情報提供に逃げるのは安易な道であると調停トレーニングで伝えているにも関わらず、講師自身がその安易な道をとっているようでは説得力がない。

対話型事例検討会方式では、講師がファシリテーターを実施すれば、自身も結論が見えない中で、事例提供者と参加

者と共に考え、その事例の中から立ち上がってくるものを明らかにするファシリテーターの役割に徹しなければならぬ。その姿を参加者の前にさらすことで、ロールモデルを示すことができる。この役割を通じて、講師としてのファシリテーターが自身のスキルを実際に磨くこともできる。

おもうに、事例検討会の形式性（フォーマリティ）は調停手続のそれと同様に機能することが目指されるべきである。つまり、調停手続は、当事者が対等化され、日常的懸念から解放されたうえで個別具体的な話し合いに徹することができるところを目指すべきである。事例検討会の形式性は、関係者が日常的な力関係を一旦棚上げにし、対等な関係が仮想された空間を構成するために用いられるべきである。その上で、支援の可能性を個別具体的に徹底的に話し合うことを目指すべきなのである。

#### 第四節 結論と今後の課題

調停実践が豊かで充実したものにしていくための、ひとつの方法論として事例検討会を検討してきた。レビン小林が蒔いた種が立派に育っていくためには不可欠な要素であるように思える。対話型事例検討会方式は、いくつかの注意点到り留意し、手順を守って実施していけば、準備が容易でかつ比較的短い時間で実施できるにも関わらず、得られる成果は大きい。対話型調停の本質としての個別化―個人の尊厳を尊重しながら支援する活動―を採求する方法として有用であるからである。

もちろん改善の余地がある。特に、本稿で紹介した、岩間伸之の方法、村山正治のPCAGIP、宮本真巳のプロセスレコードの各方法にその改善の糸口が存在しているように思われる。

具体的には、「第二章第二節 対話型事例検討会方式の提案 三 利用場面」で述べた活用シーン別の考慮要素の整

理、参加人数が多い場合のしつらえ（例えば、村山が提案している金魚鉢方式の活用など）、ファシリテーターの養成（筆者のイメージでは、四〇時間程度の調停技法トレーニングへの参加に加えて若干の教育で足りると想定している）、ファシリテーター用のノウハウの明確化（参加者への問いかけの基本的方略や、起きやすい問題への対処など）など、残された問題があると考えている。

(21) これを含めた事例分析の成果は、以下の論文にまとめた（入江 二〇一〇b）。

(22) 家庭裁判所では様々な形で事例検討がなされているようではある。たとえば、千葉家庭裁判所松戸支部では、三分以内で事例シートを個人検討し、一五分でグループ検討し（グループは七から一〇人、一〇分で全体会（検討結果の共有）をするというインシデントプロセス方式の事例検討会を実施している。（吉田&田中 二〇〇八）あるいは、奈良家庭裁判所では、「昭和五九年以来、家事ケース研究会を年一〇回開催している。ここ数年は、対象ケースの選定から検討課題の設定に至るまで、上席裁判官の指導を仰いでいる。全体会で意見交換したあと、毎回、所長と上席裁判官から関連法規の解説と調停進行上の指導を受けているほか、必要に応じて家裁調査官の出席も得ている。今年度初めて小グループ方式による議論を採り入れたところ、若手委員の発言が増え、好評であった。」とのことである。（前田 二〇〇八）家裁調査官の飯田邦男は「私も今までたくさんケース研究会を経験したが、そこで「力をつけた」という実感はなかなか持てなかった。」とし、事前学習をして自分の考えをしっかりと持って参加するようになったことで、「ケースからたくさん学べるようになった」と述べている。（飯田 二〇〇八・三二四頁）全体としての状況を推定する証拠には乏しいが、事例検討会の実施そのものは比較の数多く取り組まれているものの、進め方や時間のかけ方などについては、まだまだ研究・改善の余地は残されているように思える。

(23) 事例検討会を実りのある話し合いにするためには、状況把握の段階までに十分に時間を使うべきであること、事例検討会の場に集団としての力動（グループダイナミックス）が働く点を考慮し、事例提供者をはじめとして司会者等が配慮すべきであることに関して、モデルの提唱者の岩間はかなり自覚的であると思われる。たとえば、二時間のカンファレンスのうち、一時間以上をステージ三の事例共有化までに費やすべきと提唱している。（岩間 二〇〇五・六八頁）しかしながら、座席配置が伝統的な口の字型であるとか、事例シートが詳しい点などは、後述のPCAGIPとはかなり異なっている。

(24) 村山は、ケース・カンファレンスがしばしば、教育的効果も定かでない暴力的な場に陥っている点を告発している。「学会での事例研究発表の場合、コメントーターとなった一部の偉い心理臨床家が、養成訓練という視点を忘れて自分の優秀さを示す場に

- なっていることがある。筆者の研究室の院生も傷ついて、筆者はそのフォローに腐心したことがあるが、似たような話はいろいろなところから漏れ聞いている。これは、ボクシングにたとえて言えば、重量の階級がまったく違うボクサーが戦うようなものである。つまり、まだ駆け出しのフライ級のボクサーを、ヘビー級の経験豊かなボクサーが学会というリングでノックアウトしては喜んでいるようなことであろう。」（村山&中田 二〇一二・三八頁）
- (25) 筆者が経験したことがあるグループワークは、Tグループと呼ばれるものであり、エンカウンター・グループではない。しかし、両者ともに極めて非構成的であり共通性が高い。Tグループについては、以下の文献を参照。（南山短期大学人間関係科 二〇〇五、K.D.ベネ 一九七二）
- (26) 現在、プロセスレコード自身はさほど珍しい方法ではないが、利用方法・意義については、宮本の提案はオリジナリティがある。たとえば、岩間は、事例全体の流れや起伏を客観的に把握するツールとしてのプロセスレコードの意義を説く。（岩間 二〇〇五・一七二頁）
- (27) 具体的には、以下のような、言葉のリストを提示し、そこから探す形で言語化を支援する。「感情・怒り、苛立ち、悔しさ、恨み、不信、疑い、裏切られた感じ、無力感、虚しさ、徒労感、焦り、自責感、屈辱感、情けなさ、不安全感、寂しさ、悲しさ、不安、恐れ、当惑、混乱、驚き、落ち込み……」
- 感覚・ムカムカする、胃が痛くなりそう、胸の辺りが圧迫される、息苦しい、体が熱くなる、体が冷える、頭に血が上る、頭から血が引く、傷つく、力が脱ける、体が重くなる、体が硬くなる……」（宮本 二〇〇三・二二頁）
- (28) 米国における、調停トレーニング教材を分析した結果、分析対象の四つの教材はすべてステージ管理方式を採用していた（入江 二〇〇五）。
- (29) 東京司法書士会では、弁護士助言の方式として、定例の事例検討会を持っているが、これに近い。
- (30) 素朴に見える話し合いであるが、発言内容いかんで調停の上手さが露呈するといってもよいほどである。
- (31) 筆者の考えでは、調停人による法情報の提供は控える方が無難ではあるが、調停手続設置の目的によっては、一定の法情報提供がむしろ必要な場合もある。（入江 二〇〇九a）米国での対話型調停における法情報の扱いについては、拙稿を参照。（入江 二〇一〇c）
- (32) 別の事例であるが、同様の分析を行った海外文献がある。（Henikoff & Moffitt 1997）
- (33) 調停トレーニングの受講経験のない方にはわかりにくい記述かもしれないが、話し合いのルールを作る、双方がしっかりと意見を言い合い相互理解を促進する、問題解決可能な問いとして課題を複数設定する、課題に対して選択肢を拡げる、双方受け入れられる合意案を作成する、という一連の流れの中での話し合いを指揮するのである。

(34) 裁判所内における裁判官、家裁調査官、書記官、調停委員の関係、民間型ADRにおける弁護士と非弁護士の関係、団体内の役職・経験差による序列などを、すくなくとも事例検討会内ではあらゆる上下関係を棚上げした上で話ができる場づくりができていくかどうかを見直す視点が重要と思われる。そのためには、信頼できる適切な外部者を外部からまねき、多様性のある場として構成することが有用であろう。

## おわりに

習作の域を出ない、つたない論考ではありますが、今後の精進を誓うことで、レビン小林久子教授の退官記念論文集に含めさせていただくことを、お許し願えれば幸いです。この度はご退官まことにおめでとうございます。九州大学のみなならず、わが国の調停の未来のためにもまだまだのご活躍、そして、ご指導を心よりお願い申し上げます。

### 引用文献

- Henikoff, Jamie & Moffitt, Michael L. (1997) "Remodeling the Model Standards of Conduct for Mediators", *Harvard Negotiation Law Review*, 2, 87-113.
- Irie, Hideaki (2010) "An Overview on the Current Status of Japanese Private Dispute Resolution - Small impact of the ADR Act and it's still at the early stage", *JCAA Newsletter*, 25, 1-3.
- 浅見宣義「労働審判方式を取り入れた民事紛争解決方式（L方式）について」判例時報二〇九五卷（二〇一一年）三一七頁
- KD.ベネ（三隈二不二訳）「ラボラトリにおけるTグループの歴史」武藤政一郎編『感受性訓練』（財）日本生産性本部・一九七一年）一七九頁
- フィッシャー ロジャー他『ハーバード流交渉術「新版」』（TBSブリタニカ・一九九八年）
- 濱口桂一郎『日本の雇用終了—労働局あっせん事例から』（労働政策研究研修機構・二〇一二年）

- 原田杏子「法律実務の現場から 法律相談の実践研修として事例検討会をいかに活用するか―実践型研究を通じた観点の抽出」Law and practice 月号（二〇〇九年）二五九―二九〇頁
- 原田杏子「専門職としての相談援助活動」（東京大学出版会・二〇〇九年）
- 井垣康弘「夫婦同席調停の活用について」ケース研究二二六号（一九九三年）七〇―八八頁
- 井垣康弘「家事調停の改革」判例タイムズ四七巻二二二号（一九九六年）八―九六頁
- 飯田邦男『こころを読む実践家事調停学』当事者の納得にむけての戦略的調停「改訂増補版」(民事法研究会・二〇〇八年)
- 井上治典「佐藤彰一」現代調停の技法と司法の未来と」(判例タイムズ社・一九九九年)
- 入江秀晃「自主交渉を援助する調停人の役割」JCAジャーナル五二巻九号（二〇〇五年）一〇―一六頁
- 入江秀晃「紛争解決のための人材養成トレーニング」・労働政策研究報告書シリーズ「企業内紛争処理システムの整備支援に関する調査研究」(労働政策研究・研修機構・二〇〇八年)二七〇―二八七頁
- 入江秀晃「調停トレーニングと交渉理論」榎瀬孝雄他編『小島武司先生古稀祝賀』(続)権利実効化のための法政策と司法改革』(商事法務・二〇〇九年)一九一―二一七頁
- 入江秀晃「自主交渉援助型調停と法の接点」仲裁・ADRフォーラム二巻（二〇〇九年）六三―七三頁
- 入江秀晃「ADR手続実施者養成の現状と課題」法律のひろば六三巻九号（二〇一〇年）三八―四六頁
- 入江秀晃「事例に見る民間調停の価値創造」東京大学大学院情報学環紀要 情報学研究七八巻（二〇一〇年）七九―一〇六頁
- 入江秀晃「米国における調停論」情報を得た同意」をめぐって」ソフトロー一六巻（二〇一〇年）六五―九五頁
- 入江秀晃「個別化プロジェクトとしての調停」仲裁とADR第七号（二〇一二年）一一四―一二二頁
- 岩間伸之「援助を深める事例研究の方法」対人援助のためのケースカンファレンス「第二版」(ミネルヴァ書房・二〇〇五年)
- 梶村太一「司法型ADRの課題と展望」伊藤 真他編『民事司法の法理と政策』(下巻)小島武司先生古稀祝賀記念論文集二〇〇八年）三五七―四〇一頁
- 菊池浩也「藤田正人」福岡地方裁判所における民事訴訟の運用改善に向けた取組」判例タイムズ六二巻二二〇号（二〇一二年）五二―七五頁
- 鹿児島婦人調停委員懇話会「精神科医の事例指導（インシデント方式）による 親権を争った若年夫婦の離婚調停―地方の家族関係に馴染めなかった都会育ちの妻」ケース研究一九九巻四号（二〇〇〇年）一四七―一六七頁
- レビン小林久子「調停者ハンドブック―調停の理念と技法」(信山社・一九九八年)
- レビン小林久子「調停への誘い―紛争管理と現代調停のためのトレーニング書」(日本加除出版・二〇〇四年)

- レビン小林久子『解説同席調停―その流れと技法―』（日本加除出版・二〇一一年）
- 前田順司「奈良における調停運営改善の試みについて―当事者の満足を目指して―」調停時報一七二巻（二〇〇八年）五一―六五頁
- 宮本真巳『看護場面の再構成』（日本看護協会出版社・一九九五年）
- 宮本真巳『援助技法としてのプロセスレコード』（精神看護出版・二〇〇三年）
- 村山正治『中田行重』新しい事例検討法 P C A G I P 入門 パーソン・センタード・アプローチの視点から』（創元社・二〇一二年）
- 二宮周平「当事者支援の家族紛争解決モデルの模索―ドイツイ、オーストラリア、韓国の動向から」ケース研究二〇一一年巻一号（二〇一一年）五三四頁
- 野田進『労働紛争解決ファイナル…実践から理論へ』（労働開発研究会・二〇一一年）
- オーランド アイダ ジェーン（池田明子）野田道子訳『看護過程の教育訓練―評価的研究の試み―』（現代社・一九七七年）
- 竜崎喜助「地域社会の私的紛争解決制度―アメリカ合衆国のコミュニティ・ボードの例（海外学術調査報告シリーズ2）」判例タイムズ五七巻（一九八五年）二〇―三三頁
- 坂元和夫「家事調停の黄昏」鴨川法律事務所事務所便りかもがわ四一巻（二〇〇七年）三四頁
- 澁井保之『細井仁』「家裁における書記官事務の指針（家事編）」を参考とした東京家庭裁判所の運用について―夫婦関係調整調停事件の場合を中心として―」ケース研究二八〇巻（二〇〇四年）一〇七―一三一頁
- 静岡県司法書士会調停センターふらつと『実践ADR・調停センター』ふらつと『の挑戦』（民事法研究会・二〇一一年）
- 志村宏他「民事調停の紛争機能を強化するための方策について」判例タイムズ一三六九号（二〇一二年）四―一二頁
- 高野耕一『家事調停論「増補版」』（信山社・二〇一二年）
- 棚村政行「調停委員から見た家事調停の実情」棚瀬孝雄他編『小島武司先生古稀祝賀（続）権利実効化のための法政策と司法改革』（商事法務・二〇〇九年）四八三―五〇五頁
- 南山短期大学人間関係科津村俊充『山口真人編』人間関係トレーニング…私を育てる教育への人間学的アプローチ【第二版】（ナカニシヤ出版・二〇〇五年）
- 鷲田清一『聴く』ことゝの力…臨床哲学試論』（阪急コミュニケーションケイションズ・二〇〇三年）
- 吉田彩『田中義一』調停実務シリーズ（二〇〇）千葉家庭裁判所松戸支部の家事調停への取組」ケース研究二〇〇八巻一号（二〇〇八年）一二四―一四〇頁

資料編

事例検討会－1

模擬事例検討会：現実のエピソード（課題記載方法）

課題内容

「顧客等とのコミュニケーションが難しかった事例や工夫」（調停と直接関係を持たない一般業務においてで結構です）の1例を、簡潔にお書きください。（記入例は、次ページを参照下さい）  
提出いただいた課題は、事例一覧として配付します。また、講師・事務局で選定して、いくつかの事例を取りあげ、模擬事例検討会（その際には口頭での説明もお願いすることがあります）として議論をします。

注意事項：

個人情報への配慮をお願い致します。当事者のお名前は、A、Bのように記載し、生じた年月（日は必要に応じてお書きください）は書かず、関係者の個人情報にご配慮ください。

検討会参加者全員、すべての事例の取扱いに、ご注意・ご配慮をお願い致します。

記載例

- ・記載例を例示します。なお、提出は1例で結構です

（例1） <自治体の相談会>

皆と考える問い（仮）：

子連れで法律相談に来られた方への対応のあり方

状況：

法律相談会が常設されていない地方の自治体が主催する法律相談会で、4歳の娘さんを連れてこられた30代の女性から離婚の相談を受けた。公民館の和室での相談会で、子どもさんが遊ぶ場所が他になかったので、子どもさんも連れて入ってもらった。15分くらい過ぎると、子どもさんが飽きはじめ、自分もその女性も集中できなくなって、「この辺で」ということになってしまった。

（例2） <住宅リフォームに関する相談>

皆と考える問い（仮）：

知識に自信がない分野の法律相談の受け方

状況：

住宅リフォームに関する苦情相談を受けた。悪質訪問販売によるリフォームではないということがわかったが、相談者の言い分がどのくらいもっともなのかがよくわからず、建築士等の知人も思い当たらなかったため、それ以上なにもできなかった。どうしても納得できないなら、弁護士に相談するようにと伝えたが、なんとなく後味が悪かった。

事例検討会－2

氏名：

皆と考えたい問い（仮）：

状況：

氏名：

皆と考えたい問い（仮）：

状況：

事例検討会－3

## 模擬事例検討会の目的と進め方

### 1. 模擬事例検討会を実施する目的

調停は当事者に対する支援です。当事者の自己決定を支えるにふさわしい実務を進めているでしょうか？具体的な事例を通じ、他者への関わり方を吟味し、学ぶ機会にしましょう。

### 2. 進め方

みなさまから事前に提出していただいた事例を、具体的に議論していきます。提出していただいた全部の事例を扱えないので、その点はご了承下さい。事例提供者の方には、改めてその事例を読み上げていただきます。異なる見方を獲得するきっかけにして、皆で考え合うことが目的です。

### 3. 留意点

進め方として、特に以下の点に留意して下さい。みなさんがこのような事例検討会を行う場合にも、以下の点への配慮が重要です。やみくもに秘密にするのも、あまりにラフに実施するのも推薦できません。

- ① 当事者・関係者への批判禁止  
事例に出てくる当事者・関係者がこの部屋にいるつもりで話をしてください。人格批判から建設的な話し合いは生まれません。
- ② 事例提供者への批判禁止  
事例提供者への支援が目的です。個人批判は避けて下さい。
- ③ 自分の感じたことは率直に  
感じたことは率直に言っていただいて結構です。「自分が・・・の立場なら・・・という感じがすると思う」といった様々な感じ方の共有は望ましいと言えます。〇〇教授が・・・とか、外国の・・・では・・・といった権威付けのための発言は控えましょう。

### 4. 手順

- ① [冒頭説明のステージ] 進め方を確認した後、事例提供者が、口頭でごく簡単に（登場人物が誰か等）事例を説明します。考えたい課題は、仮のものとして説明していただきます。
- ② [状況確認のステージ] 参加者から、様々な質問を出していくステージです。疑問点があれば、質問しましょう。まとめて質問するのではなく1つずつ聞くようにしてください。このステージでは、・・・すべきという助言は控えて下さい。このステージでできるだけ時間をとります。
- ③ [課題の問い直しのステージ] 検討すべき課題として、最初に出されたもの以外に検討すべき課題がないかを考えます。ホワイトボードに候補を列挙した後、事例提供者と進行役が話し合って決めます。
- ④ [選択肢を拡げるステージ] 参加者が、自分ならこうしたいとおもう、といった形で選択肢を拡げます。事例提供者は、それぞれの提案にいちいち応答する必要はありません。（参加者は、状況確認の質問を追加していただいてもかまいません。）
- ⑤ [まとめのステージ] 事例提供者が、話し合い全体をふりかえっての感想を述べます。気に入った解決があればそれを言っていただき、なければ引き続き考え続けたいということとします。